○沖縄県公害審査会の手数料の納付の方法及び減免等に関する規則

昭和48年11月15日規則第88号

改正

平成12年3月31日規則第85号 令和3年3月26日規則第19号

沖縄県公害審査会の手数料の納付の方法及び減免等に関する規則をここに公布する。

沖縄県公害審査会の手数料の納付の方法及び減免等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県公害審査会の紛争処理の手続に要する費用に関する条例(昭和48年沖縄県条例第56号。以下「条例」という。)第3条第3項及び第4項の規定に基づく手数料の納付の方法並びに条例第4条第2項の規定に基づく手数料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付の方法)

- 第2条 条例第3条第1項の手数料のうち、調停又は仲裁の申請に係るものにあつては、当該申請 書に沖縄県証紙をはりつけて納めなければならない。ただし、条例第4条第1項の規定により納 付の猶予をされた手数料については、納入通知書により納めるものとする。
- 2 条例第3条第1項の手数料のうち、調停の手続への参加の申立てに係るものにあつては、参加 が許可された後、納入通知書により納めなければならない。
- 3 第1項の規定は、条例第3条第4項の手数料について準用する。 (手数料の減免等)
- 第3条 条例第4条第1項の規定に基づき、知事が手数料を軽減又は免除することができる場合及 びその額は、次のとおりとする。
 - (1) 調停若しくは仲裁の申請者又は調停の手続への参加の申立てをする者(以下「申請者等」 という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護をうけている場合又は保護を受け ている者の世帯に属している場合 免除
 - (2) 申請者等及びその者と生計を一にする者のいずれもが所得税法(昭和40年法律第33号)による前年分の所得税(1月から4月までの間に申請された申請に係るものにあつては、その年の前前年分の所得税)を納付すべき義務を有しない場合 手数料の2分の1に相当する額
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認める場合 知事が相当と認める 額

2 条例第4条第1項に規定する手数料の納付の猶予の期間は、調停若しくは仲裁の申請がなされ た日又は調停の手続への参加の申立てをした日から2年以内とする。

(手数料免除等の申請書等)

- 第4条 条例第4条第2項の申請は、手数料(免除、軽減、納付の猶予)申請書(第1号様式)に、 次に掲げる事項を証明する書面を添付してこれを知事に提出しなければならない。
 - (1) 前条第1項第1号に該当する場合にあつては、申請者等又は申請者等の属する世帯が生活 保護法による保護を受けている旨
 - (2) 前条第1項第2号に該当する場合にあつては、申請者等の属する世帯の納税義務者の所得 税額
 - (3) 前条第1項第3号に該当する場合にあつては、知事が必要と認める事項
- 2 知事は、条例第3条第1項の手数料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予すること を決定した場合には、手数料(免除、軽減、納付の猶予)決定通知書(第2号様式)により申請 者等に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第85号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第19号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。